

第12号様式（第13条関係）

安全性確認チェックリスト

（1項目以上の、記載されている基準の全てを満たす必要があります。）

項目		基準
☐	室内扉	☐ （玄関からリビングまでの主要な扉に限る） 引き戸の場合は子どもの指をはさまないように100mm程度の引き残しを確保する又は自動でゆっくりと閉まる構造（ドアクローザー機能）のものとする。 開き戸の場合はドアクローザー又はドアストッパーの機能付きのものとする。
☐	バルコニー	☐ 1 転落を防止するために設置される手すりは次の構造のものとする。 (1) 手すりの形状は子どもが容易によじ登れないように足がかりがない形状とする。 (2) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という）が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける。 ア 腰壁等の頂部と床面又は式台との距離のいずれか小さい方（以下「床面等との距離」という）が650mm以上1,100mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。 イ 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm以上650mm未満の場合は、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設ける。 ウ 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。 (3) 手すり子の相互の間隔は、床面及び腰壁（腰壁の高さが650mm未満の場合に限る）からの高さが800mm以内の部分に存するものについては、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で110mm以下とする。 (4) 手すりの最下部とバルコニー床面との間は、子どもの頭が入らないように内法寸法で90mm以下とする。 ☐ 2 室外機や資源用ゴミ箱等がバルコニーの手すりをよじ登る足がかりにならないように次のいずれかの転落防止策を講じる。 (1) バルコニーの手すりから600mm以上の距離を確保した位置に指定の設置場所を確保する。 (2) バルコニーの手すりから適切な離隔距離による設置場所を確保できない場合は、室外機等を高さ900mm以上の柵で囲う。
☐	住戸内階段	（階段がない場合（平屋の場合）は、当該基準を満たしているものとする） ☐ 1 踏面及びけあげ等の寸法は次のようなものとする。 ☐ (1) 勾配は22/21以下とする。 ☐ (2) けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ踏面の寸法が195mm以上とする。 ☐ (3) 蹴込みは30mm以下とする。 ☐ 2 少なくとも片側に手すりを設置し、次の基準のものとする。 (1) 手すりの高さは、踏面の先端から高さが700mmから900mmの位置とする。 (2) 大人用と子ども用の2段手すりを設置する場合は、踏面の先端からの高さが上段は850mm程度、下段は650mm程度の位置とする。 ☐ 3 踏面に滑り防止のための部材を設ける。当該部材は踏面と同一面となるようにする。
☐	浴室	☐ 1 浴室の出入り口部分に段差が生じる場合、その程度は次のいずれかとする。 (1) 浴室内外の高低差が20mm以下の単純段差とする。 (2) またぎ段差の場合は、浴室の内外の高低差は120mm以下とし、かつ浴室内の床からのまたぎの高低差は180mm以下とする。 ☐ 2 浴室のドアにはチャイルドロック（子どもの手が届きにくい高さに脱衣室側から施錠・解錠が出来る錠）を設置する。
☐	敷地内	☐ 監視の目を補完するため、防犯カメラ又はセンサーライトを設置する。
☐	インターホン	☐ 相手の顔や様子を確認できるようにカメラ付きインターホンを設ける。